

山形県文化推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与する事項を協議検討するため、山形県文化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 山形県文化推進基本計画（以下「計画」という）の策定に関する事項
- (2) 計画の実施状況に関する事項
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員は、知事が委嘱する委員14人以内で構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任を妨げない。

(委員長及び会議)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、知事が指名する。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

6 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明または意見をきくことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年9月7日から施行する。

2 山形県文化振興懇談会設置要綱（平成27年3月24日施行）は、廃止する。

山形県文化推進委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	役 職	備考
長 谷 川 吉 茂	株式会社山形銀行取締役頭取	委員長
荒 木 志 伸	山形大学学術研究院准教授	
池 田 仁	公益財団法人山形県生涯学習文化財団常務理事	
岩 瀬 義 和	株式会社デジコンキューブ代表取締役	
太 田 裕	株式会社舟形町振興公社職員 (芸術デザイン部門主任)	
大 谷 駿 雄	山形県芸術文化協会会長	
小 野 弘 子	米沢市芸術文化協会副会長	
菊 地 和 博	東北文教大学短期大学部総合文化学科特任教授	
北 風 加 奈	株式会社アイディア専務取締役	
佐 藤 真 美	山新観光株式会社取締役	
鈴 木 結	元 ながい黒獅子ガールズ代表	
宮 本 武 典	東北芸術工科大学教授	
村 上 実	社会福祉法人愛泉会 地域生活支援センター心音 所長	
結 城 な な せ	「やまがたこどもアトリエ」主宰	